

長期処方とリフィル処方箋の発行について

当院では、慢性の病気の患者様について病状が安定している時期に限り、その病気に必要な薬の処方日数を 28 日以上長期にする場合があります（これを長期処方という）。また、その場合にリフィル処方箋を発行することもあります。

※リフィル処方箋とは：一定期間内に最大 3 回まで反復利用できる処方箋です。